

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所  
公的研究費に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

令和3年12月1日

医療法人さわらび会福祉村病院長寿医学研究所では、文部科学大臣決定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日制定）に基づき、コンプライアンス教育及び研究倫理教育を実施します。

また、不正を起こさせない組織風土を形成するため、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ることを目的とし啓発活動を行います。

【コンプライアンス教育】

目的:自身が取り扱う競争的研究費等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解させる

対象	時間・回数	内容等
全ての構成員	5年に1度	・eラーニング受講 [eL CoRE] ・「科学の健全な発展のために」通読・確認テスト受講
全ての構成員	年1回	科研費ハンドブックの通読
全ての構成員	年1回	研究所規約等について確認
研究者	年1回	科研費説明会にて 研究費不正・使用ルールの変更点等を説明

【啓発活動】

目的:不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること

対象:全ての構成員

方法:不正防止計画、各種資料を研究室掲示板に掲載、また定期的に確認するよう促す。  
また Web サイト・メール等による情報共有、ポスターの掲示、アンケート等を行う。